

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類		整備技術利用仕様書	
	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	衛星妨害状況把握装置		3補LPS-X58414-1	
			大 臣 認 令 和	年 月 日
	技術支援（その2）		作 成	令和 4年12月15日
			改 正	令和 8年 2月18日
			作 成 部 隊 等 名	第 3 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、衛星妨害状況把握装置に関する整備技術利用において、SAR衛星に係る技術支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00010によるほか、次による。

1.2.1

衛星妨害状況把握装置

衛星妨害状況把握装置 1 型

1.2.2

技術支援

官側が行う衛星妨害状況把握装置 1 型の機能確認及び器材較正に対し、SAR衛星を用いた支援、SAR衛星の捕捉に関する技術的分析及び評価並びに問題点及び解決策の助言等を官側に行う

1.2.3

SAR衛星（Synthetic Aperture Radar）

電磁波を地表に向けて照射し、反射波を受信・解析することで地表の状態を映像化する合成開口レーダーを搭載した人工衛星

1.2.4

著作権等

著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利）及びその他の権利

1.2.5

官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援（その２）
-----	----------------------

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 6249 80 mm（1.46 GB／面）及び120 mm（4.70 GB／面）DVDレコーダブルディスク（DVD-R）

b) 仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

CPS-E586064 衛星妨害状況把握装置 1 型

c) 法令等

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成 28 年法律第 77 号）

秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号令和 4 年 3 月 31 日）

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号令和 3 年 1 月 21 日）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和 57 年航空自衛隊達第 5 号）

d) 技術資料 技術資料は、表 1 に示す。

2 役務に関する要求

2.1 役務期間及び役務時間

役務期間及び役務時間は、次による。

a) 役務期間 契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日（基準）とする。

b) 役務時間 5 208 時間（基準）

2.2 役務実施場所及び人日数

役務実施場所及び人日数は、表 2 を基準とする。

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援（その2）
-----	----------------------

2.3 役務の内容

契約の相手方は、表 3 に示す技術支援を実施する。

なお、契約の相手方は、事前に衛星妨害状況把握装置 1 型（以下，“1 型”という。）の性能及び操作要領を確認する。

2.4 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（技術員）を確保する。
- b) 技術員は、表 4 に示す資格を有する。
- c) 技術員は、b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する。
- d) 技術員は、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

2.5 技術員の改善

技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3 による。

2.6 IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 実施計画書

契約の相手方は、契約後 30 営業日（基準）までに次に示す内容を記載した実施計画書を作成し、航空幕僚監部防衛部事業計画第 2 課長（以下，“計画 2 課長”という。）及び第 3 補給処資材計画部長の確認を得て、分支担官の承認後、表 5 のとおり提出する。

- a) 実施管理体制
- b) 実施線表
- c) 計画管理

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援（その２）
-----	----------------------

- d) 品質管理
- e) リスク管理
- f) 資料管理
- g) 保全管理

4.1.2 支援成果報告書

契約の相手方は、2.3 について各年度の支援成果報告書を作成し、計画2課長の確認を得た後、表5のとおり提出する。

4.1.3 臨時技術員届

契約の相手方は、実施計画書と併せて、表4に示す資格要件を満たすことを証明する臨時技術員届をC&LPS-Y00010の3.1により作成し、計画2課長の確認を得て、分支担官へ3部提出し確認を得る。

なお、役務実施に当たっては、臨時技術員に携行させ、監督官の確認を得る。

4.2 図書の貸与

契約の相手方は、必要に応じて計画2課長と調整し、許可を得た範囲で官側が保有するデータ、資料及び表1に示す技術資料の貸与を受ける。

4.3 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に当たり、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関係する場合は、秘密保全に関する訓令によるほか、分支担官の定めるところにより秘密保全を行う。

4.4 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援（その２）
-----	----------------------

- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.5 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所への立入を必要とする場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**に基づき、申請し許可を受けなければならない。

4.6 著作権等

著作権等は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約を履行するに当たり、第三者が有する著作権を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約の相手方は、この契約において作成した著作物が第三者の著作権を侵害しているとして、第三者が官側に対して損害賠償請求、差止請求等を行ったときには、当該第三者との交渉、訴訟等の対応を行うとともに、対応に要した損害賠償金、見舞金、訴訟費用、弁護士費用、諸費用等の金額を負担しなければならない。
- c) この契約において作成した著作物において、著作権が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻訳、翻案、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である。
 - 1) 契約の相手方は、**著作権法**に規定された著作権（財産権）（**著作権法**第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）を官側に譲渡しなければならない。
 - 2) 契約の相手方が契約以前から有していた著作物の著作権等は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を、契約の相手方の同意のもと、守秘義務を課したうえで第三者に利用させることが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 3) 契約の相手方は、官側に対し著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
 - 4) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が生じた場合は、その都度官側と協議して解除する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を得なくてはならない。

品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援（その2）
-----	----------------------

4.7 官側における支援

契約の相手方は、次に示す官側の支援を必要とする場合は、計画2課長と調整し、許可を得た範囲で支援を受ける。

- a) 官側の保有するデータ，資料及び表 1 に示す技術資料の閲覧に関する事項
- b) 基地内敷地，施設及び設備備品の使用
- c) 会社搬入器材等の保管場所の提供
- d) 1 型設置場所の立入に関する事項
- e) 基地内敷地及び施設で作業を実施する場合の電力及び水の使用
- f) その他，官側が必要と認めた事項

表 1－技術資料

番号	技術資料名
1	衛星妨害状況把握装置 1 型 運用要求書「注意」
2	衛星妨害状況把握装置 1 型 運用要求書 別冊「秘」 ^{a)}
3	衛星妨害状況把握装置 1 型 別冊
4	衛星妨害状況把握装置 1 型 調達要領指定書 別冊
5	衛星妨害状況把握装置 1 型 システム設計検討資料
6	C P S－E 5 8 6 0 6 4 衛星妨害状況把握装置 1 型
注記 貸付申請時における最新版を貸し付ける。 注 ^{a)} 秘密：秘登録番号 空幕防秘第 2－2 9 号	

表 2－役務実施場所及び人日数

役務実施場所	人日数（基準）	
	令和 8 年度	令和 9 年度
宇宙作戦群（防府北基地）	3 0 人日	2 0 人日
航空幕僚監部（市ヶ谷基地）	5 人日	2 人日
契約相手方事業所等	2 7 人日	1 7 人日
衛星妨害状況把握装置展開地（入間基地）	－	1 0 人日
注記 役務実施場所における人日数を基準とし、同一日に複数個所において役務を行うことを妨げない。原則として、土曜日、日曜日及び祝日の役務は実施しない。 なお、1 日の役務時間は、官側日課時限の 7 時間 4 5 分（7．7 5 時間）を基準とする。		

表 3－役務の内容

番号	技術支援項目
1	1 型への S A R 衛星による電波発射支援
1-1	S A R 衛星電波照射スケジュールの作成
1-2	S A R 衛星電波照射準備
1-2-1	電波発射計画，撮像に関する説明資料の作成及び説明の実施
1-2-2	必要な器材の準備
1-3	1 型への S A R 衛星電波照射
2	1 型による S A R 衛星捕捉状況の確認に必要な情報提供
2-1	S A R 衛星の電波諸元及び S A R 画像の情報提供
2-2	S A R 衛星の位置及び姿勢等の情報提供
2-3	その他，捕捉状況の確認に必要な情報提供
3	1 型で受信した S A R 衛星電波の解析に関する技術支援等
3-1	S A R 衛星の受信信号の解析手法に係る技術支援
3-2	会社準備器材の設置及び比較データの受信
3-3	S A R 衛星の受信信号の解析に係る情報提供
3-4	その他，機能確認及び器材較正に必要な情報提供

表 4－資格要件

番号	資格要件
1	S A R 衛星を自ら運用し，各種情報を管理できる能力を有している。
2－1	官側との調整により，指定された条件（時間，地域，電波特性）で S A R 衛星を運用できる能力を有している。
3－2	運用時の諸元及び衛星位置，姿勢情報，レーダー角，合成開口レーダーで撮影された画像等の情報を正確に把握し，官側に提供できる能力を有している。
4	S A R 衛星画像の解析業務を 3 年以上行い，専門的見地からの技術的分析及び評価並びに問題点及び解決策の助言等を官側に行う能力を有している。
4－1	S A R 衛星の受信信号の解析手法について，専門的知見を有し，解析手法等について技術的分析及び評価並びに問題点及び解決策の助言等を官側に行う能力を有している。
4－2	S A R 衛星の受信信号の解析について，比較データを取得する器材を準備し，1 型で取得したデータと比較が行える能力を有している。
5	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第 4 章に定める認定を受けている。

表 5－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	提出媒体	部数
1	実施計画書	承認後速やかに	計画 2 課長	印刷物	1
				DVD－R ^{a)}	1
			分支担当	印刷物	1
2	令和 8 年度 支援成果報告書	令和 9 年 3 月 3 1 日までに	計画 2 課長	DVD－R ^{a)}	1
3	令和 9 年度 支援成果報告書	納期までに			1
注記 印刷物の規格は、JIS P 0138 の A 4 とする。					
注^{a)} 媒体の規格は、JIS X 6249 とし、ファイル形式は、WORD等編集可能なもの及びPDF型式を基準とする。					

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	M26K-021AJL7E-NSD-0002
	調 達 要 求 番 号	DP2351 20260220 8002
	調達要求年月日	令和 8 年 2 月 2 0 日
	作 成 部 課	第 3 補給処資材計画部資材計画課
	作 成 年 月	令和 8 年 2 月 2 0 日
品 名	衛星妨害状況把握装置 技術支援（その 2）	
仕 様 書 番 号	3 補 L P S - X 5 8 4 1 4 - 1	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
貸付文書のうち、機能および性能に関する情報	衛星妨害状況把握装置 1 型 運用要求書「注意」	企業において作成する情報の中に、防衛省から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	—

3 特記事項

なし。

_____ 以 下 余 白 _____